

個人住民税の特別徴収(給与天引き)を実施していない 事業主の皆様へ

鹿児島県と県内全ての市町村からのお知らせ
県内の全市町村は、平成27年度
に 個人住民税特別徴収の対象となる
事業者を一斉に指定します。

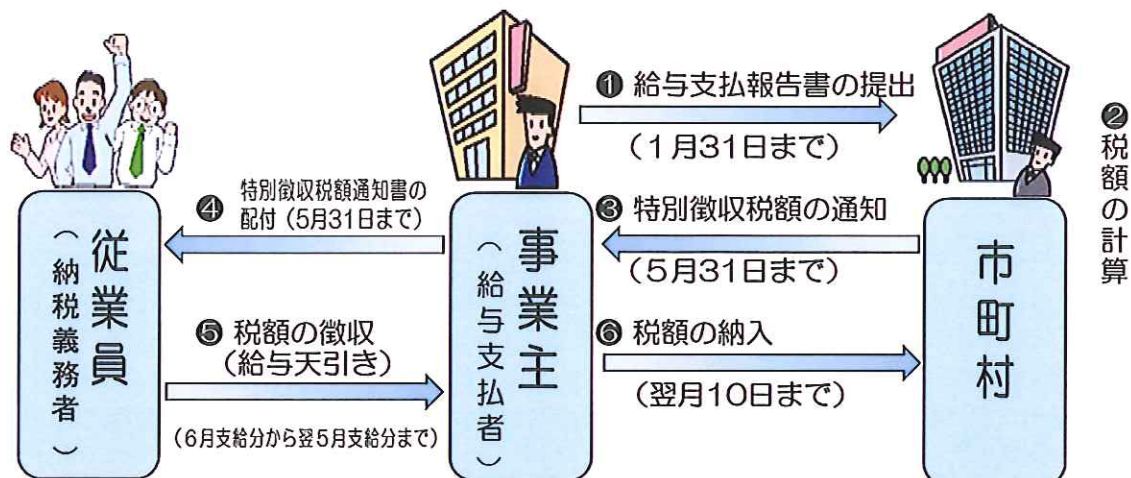
◎個人住民税の特別徴収とは

- 事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である従業員等に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を徴収（給与天引き）し、納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4及び各市町村の税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として全て特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。

◎特別徴収による納入方法

- 毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」と「納入書」を送付しますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村に納入していただきます。

特別徴収(給与天引き)の方法による納税のしくみ



こちらも御覧ください。鹿児島県ホームページ

「<http://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/tokubetsu.html>」

詳しくは、各市町村の住民税担当課(裏面)へお問い合わせください。

個人住民税の特別徴収に関するQ&A



Q 今まで普通徴収でよかったはずなのに、なぜ、これから特別徴収しないといけないのですか？ 何か制度が変わったのですか？

A 地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。

法令改正等があったわけではなく、今までも、この要件に該当する事業所については、特別徴収をしていただく必要があったのですが、それが徹底されていませんでした。



Q 特別徴収に切り替えることで、メリットは何かあるのですか？

A 次のように、いくつかのメリットがあります。

- ① 個人住民税の税額計算を市町村が行いますので、事業主は所得税のように税額計算をしたり、年末調整をする手間はかかりません。
- ② 事業主が市町村へ納入するので、従業員が金融機関や市町村窓口へわざわざ出向いて納付する必要がありません。
- ③ 従業員の方々が、年税額を4回に分けて支払う「普通徴収」に対し、特別徴収は年12回払いとなるため、1回当たりの納税額が少なくて済みます。



Q 特別徴収するためにはどうすればよいのですか？

A 毎年1月31日までに提出することになっている「給与支払報告書（総括表）」の特別徴収の欄に該当人数をご記入のうえ、各市町村に提出してください。5月31日までに各市町村から特別徴収税額を通知します。

※ 市町村によって様式が異なっている場合がありますので、御不明な点がございましたら、各市町村の個人住民税担当課にお問い合わせください。

この取組に関するお問い合わせ先

鹿児島県総務部 税務課(099-286-2196)、市町村課(099-286-2234)

鹿児島地域振興局 税務課	099-805-7221	大隅地域振興局 税務課	0994-52-2097
南薩地域振興局 税務課	0993-52-1317	熊毛支庁 税務課	0997-22-0006
北薩地域振興局 税務課	0996-25-5205	大島支庁 税務課	0997-57-7229
姶良・伊佐地域振興局 税務課	0995-63-8126		

具体的な手続きに関するお問い合わせ先（各個人住民税担当課）

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
鹿児島市	市民税課	099-216-1176	奄美市	税務課	0997-52-1111	南種子町	税務課	0997-26-1111
鹿屋市	税務課	0994-31-1112	南九州市	税務課	0993-56-1111	屋久島町	税務課	0997-47-2111
枕崎市	税務課	0993-73-2175	伊佐市	税務課	0995-23-1311	大和村	住民税務課	0997-57-2111
阿久根市	税務課	0996-73-1203	姶良市	税務課	0995-66-3111	宇検村	住民税務課	0997-67-2211
出水市	税務課	0996-63-4031	三島村	総務課	099-222-3141	瀬戸内町	税務課	0997-72-1116
指宿市	税務課	0993-22-2111	十島村	総務課	099-222-2101	龍郷町	町民税務課	0997-62-3111
西之表市	税務課	0997-22-1115	さつま町	税務課	0996-53-1111	喜界町	税務課	0997-65-3686
垂水市	税務課	0994-32-1114	長島町	税務課	0996-86-1172	徳之島町	税務課	0997-82-1111
薩摩川内市	税務課	0996-23-5111	湧水町	税務課	0995-74-3111	天城町	税務課	0997-85-5345
日置市	税務課	099-248-9412	大崎町	税務課	099-476-1111	伊仙町	税務課	0997-86-3111
曾於市	税務課	0986-76-8804	東串良町	税務課	0994-63-3109	和泊町	税務課	0997-84-3514
霧島市	税務課	0995-64-0884	錦江町	住民税務課	0994-22-3037	知名町	税務課	0997-84-3154
いちき串木野市	税務課	0996-33-5616	南大隅町	税務課	0994-24-3116	与論町	税務課	0997-97-3111
南さつま市	税務課	0993-53-2111	肝付町	税務課	0994-65-8414			
志布志市	税務課	099-474-1111	中種子町	税務課	0997-27-1111			

鹿児島県個人住民税特別徴収
適正実施連絡会議

■ 個人住民税特別徴収を行う要件（特別徴収しなければならない事業所）

常時、3人以上の従業員に対して給与等の支払をする事業所

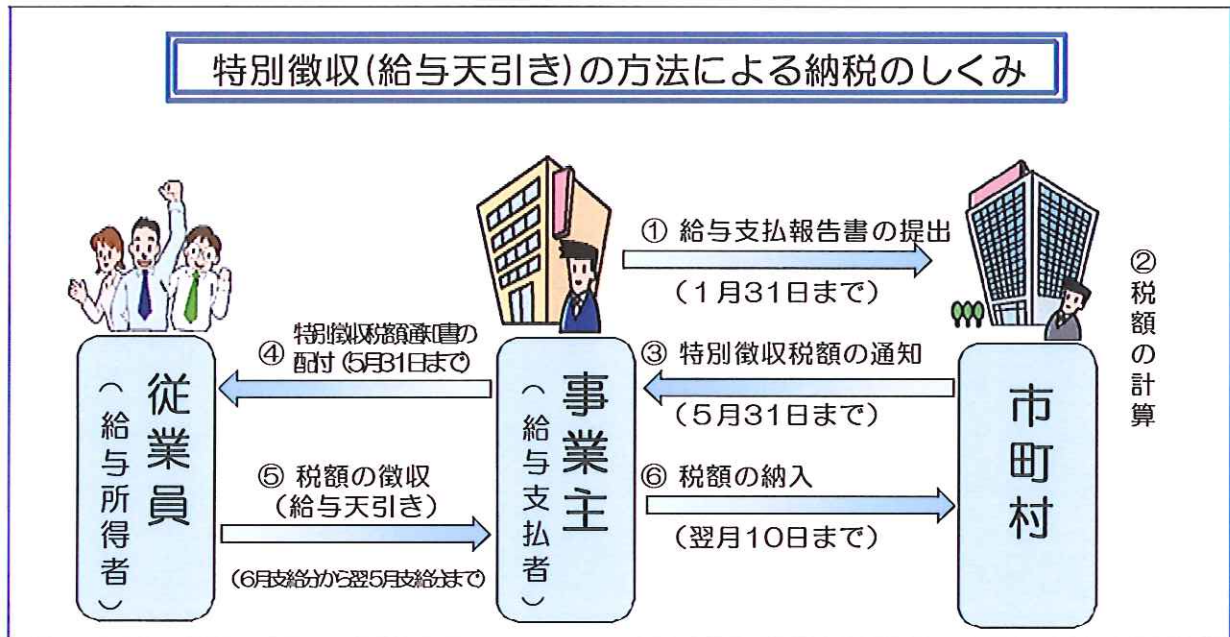
■ 個人住民税の特別徴収の例外

特別徴収を実施しない場合、給与等を支給される従業員は、自ら個人住民税を納付する必要があります。これを『普通徴収』といい、次の場合に限り、これが認められることになっています。

- ア 従業員数が常時2人以下の事業所において給与等の支払いを受ける者
- イ 給与の支給期間が1月を超える期間によって定められている給与のみの支払いを受けている者
- ウ 外国航路を航行する船舶の乗組員で1月を超える期間以上乗船することとなるため、慣行として不定期に給与を支払うこととしている者
- エ 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
- オ 毎月の給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者
- カ 給与が毎月支給されていない不定期受給者
- キ 他の特別徴収義務者において特別徴収が行われている者

■ 個人住民税（市町村民税・県民税）特別徴収事務の流れ

個人住民税の特別徴収事務(給与からの天引き)の流れは次のとおりです。



■ 市町村への納入

- ・天引きした個人住民税は、市町村から5月に送付される納入書により、給与支払翌月の10日までに、市町村指定の金融機関から納入してください。
- ・従業員が10人未満の事業所の場合、6月～11月分を12月10日までに、12月～翌年5月分を6月10日までに納入することができます。